

木更津市老人福祉センター指定候補者選定審査項目一覧

木更津市の指定候補者を選定するにあたっては、選定委員会において、応募者から提出された応募書類について、下記の項目に基づき、総合的に審査を行う。

選 定 基 準 (条例規定事項)	審 査 (評 価) 基 準	配 点
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	10点
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	10点
小 計		20点
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	4点
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	5点
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	4点
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	4点
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	5点
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	4点
	(7) 事業計画の実現可能性について	4点
	(8) 指定管理料の相対的評価について	20点
	(9) 防災、災害発生時の取組みについて	10点
小 計		60点
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	5点
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	5点
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	5点
	(4) 団体の安定性、継続性について	10点
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	5点
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	5点
	(7) 収支計画の実現可能性について	5点
小 計		40点
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	5点
	小 計	
合 計 点 数		125点

※ 市内事業者等の場合には、選定審査時に総合点数の5%を上限に加点できるものとする。